

(案)

議場閉鎖中の健康上の理由等による退場について

(令和 年 月 日 議会運営委員会決定)

議員は、議場の閉鎖中に健康上の理由等正当な理由により退場しようとするときは、議長の下承を得た後、議長が指定する出口（原則として、議場正面出入口）から退場する。

ただし、緊急を要する場合には、退場しようとする議員は、議会運営委員会委員長の下承を得た後、議会運営委員会委員長が指定する出口（原則として、議場正面出入口）から退場するものとし、議会運営委員会委員長は、速やかに、議長にその旨を報告する。

なお、退場した議員は、議場が開鎖されるまで再び入場できない。